

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（積極的に取り組む項目）

- ・相互の書面のやりとりを電子化し効率化を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

（補足事項）

(1) 説明・資料を求める場合は公表資料とする

下請事業者に労務費の上昇理由を求める場合は、公表資料（国土交通省の地域別、職種別設計労務単価・春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、下請事業者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。

(2) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、二次以降の下請先に対しても適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、下請事業者がその下請先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識し、そのことを下請事業者からの要請額妥当性の判断に反映させます。

(3) 要請があれば協議のテーブルにつく

下請事業者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求めて来られた場合には、協議に必ず応じ、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなどの不利益な取り扱いはいたしません。また、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案します。

②支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」に基づいて、パートナー企業との取引条件の適正化を進めることで、共存共栄の関係を構築していきます。

令和6年12月2日

日本原子力防護システム株式会社

代表取締役社長 吉澤 勇二